

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 5 | 児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和2年5月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 児童扶養手当の支給に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉を図ることを目的とする制度である。</p> <p>特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。</p> <p>①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務</p> <p>③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④児童扶養手当法第十六条の未払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>⑥児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑦児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑧前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務</p> |
| ③システムの名称 | <ul style="list-style-type: none">・児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム・中間サーバー・宛名管理システム・団体内統合宛名システム・北九州市電子申請サービス |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)児童扶養手当台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・別表第二の13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116の項・別表第二の主務省令:(第10条の3)、(第12条第1項ル、第2項リ、第4項ル、第6項リ、第8項ル)、(第19条第1項ル)(第35条第2項)、(第36条第1項ロ、2項ロ)、(第44条1項ル)、(第53条第1項ト)、(第59条の2第1項又) <p>【別表第二における情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">・別表第二の57の項・別表第二の主務省令:第31条1～7項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 |
| ②所属長の役職名 | 子育て支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| - | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 093-582-2410 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年6月16日 | Ⅱ-1-1時点 | H28.3.31 | H29.3.31 | 事後 | |
| 平成29年6月16日 | Ⅱ-2-1時点 | H28.4.1 | H29.3.31 | 事後 | |
| 平成29年6月16日 | 法令上の根拠 | 別表第一の主務省令29条1～6項 | 番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条2項 別表第2の18の項 | 事後 | |
| 平成29年6月16日 | ②法令上の根拠 | 別表第二の主務省令(第12条第1項ト、ヘ)、 (第19条第1項リ)、(第31条1～6項)、(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項リ) | 番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ヌ)、(第19条第1項ル)(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル) | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I-1-1③システムの名称 | 児童扶養手当システム・中間サーバー・宛名管理システム 団体内統合宛名システム | ・児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム ・中間サーバー ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・北九州市電子申請サービス | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I-3法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条2項 別表第2の18の項 | 番号法第9条第1項 別表第一の第37の項 別表第一の主務省令29条1～8項 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I-4-2法令上の根拠 | 番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ヌ)、(第19条第1項ル)(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル) | 番号法第19条第1項第7号および別表第二【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13、16、26、30、47、57、64、65、87、116の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ル)、(第19条第1項ル)(第35条2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I-5-1①部署 | 子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課 | 子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I-5-2②所属長の役職名 | 岩佐 健史 | 子育て支援課長 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課 093-582-2410 | 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 093-582-2410 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅱ-1-1いつ時点の計数か | 平成29年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅱ-2-1いつ時点の計数か | 平成29年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月31日 | Ⅳリスク対策 | - | 追加 | 事後 | |
| 令和2年5月7日 | I-1-1②事務の概要 | 児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉を図ることを目的とする制度である。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の支給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 | 児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について支給し、もって児童の福祉を図ることを目的とする制度である。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容は、以下のとおり。 ①児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の支給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第十六条の未払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法第三十条の資料の提供等の求めに関する事務 ⑦児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧前各号に掲げるもののほか、児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する事務 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------|---|--|------|-----------|
| 令和2年5月7日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第1項第7号および別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13, 16, 26, 30, 47, 57, 64, 65, 87, 106, 116の項 ・別表第二の主務省令:(第12条第1項ル)、(第19条第1項ル)(第35条第2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～6項 | 番号法第19条第1項第7号および別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ・別表第二の13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87, 106, 116の項 ・別表第二の主務省令:(第10条の3)、(第12条第1項ル、第2項リ、第4項ル、第6項リ、第8項ル)、(第19条第1項ル)(第35条第2項)、(第36条第1項口、2項口)、(第44条1項ル)、(第53条第1項ト)、(第59条の2第1項又) 【別表第二における情報照会の根拠】 ・別表第二の57の項 ・別表第二の主務省令:第31条1～7項 | 事後 | |
| 令和2年5月7日 | II-1-いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年5月7日 | II-2-いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |